

イスラエルによるガザ侵攻とJus ad Bellum

川岸 伸

Kawagishi Shin

[要旨]

今般、イスラエルによるガザ侵攻は、非国家主体に対する自衛権行使が認められるかという問題を改めて提起した。この点については、自衛権の要件である「武力攻撃」をめぐる展開され、「武力攻撃」は国家によってのみ実行されるという立場（国家限定説）と「武力攻撃」は非国家主体によっても実行されるという立場（非国家主体許容説）が対立している。本稿は国際司法裁判所（ICJ）の判示を素材としてイスラエルによるガザ侵攻を評価することを目的とする。結論として言えば、ICJの判示は曖昧さが否めないものの、国家限定説に依拠することから、これを素材とする限り、イスラエルによるガザ侵攻は認められない。もっとも、国際法はICJの判示のみによって決まる訳ではなく、国家実行も検討しなければならない。今後、慎重に国家実行を検討する態度が求められることになるだろう。

1 はじめに

非国家主体に対する自衛権行使が認められるかという問題は、とりわけ、9・11同時多発テロ事件発生以降の約20年間、論者の間に鋭い対立を惹起してきた難問の1つであった。最も核心的な争点は、武力行使に関する法、すなわち、Jus ad Bellumに照らし、自衛権行使の要件である「武力攻撃」をめぐる展開される。一方で、「武力攻撃」は国家によってのみ実行されるとする立場、すなわち、国家限定説が、他方で、「武力攻撃」は非国家主体によっても実行されるとする立場、すなわち、非国家主体許容説が唱えられた。しかし、約20年間を経てもこの争点に決着がついたとは言い難い。

今般、ハマスによる奇襲、イスラエルによるガザ侵攻は、非国家主体に対する自衛権行使が認められるかという問題を改めて提起した。事件発生以降の約1年間、論者は非国家主体に対する自衛権行使の問題に関連付けることによってイスラエルによるガザ侵攻を論じる⁽¹⁾。この中には、イスラエルによるガザ侵攻については、自衛権として認められるとする者⁽²⁾もいれば、自衛権として認められないとする者⁽³⁾もいるし、確定的な判断を下さない者⁽⁴⁾もいた。

注意すべきは、イスラエルによるガザ侵攻については、その他の武力行使関連事案においてはあまり見られない事情があるということである。それはガザの地位に関する論点である。

すなわち、パレスチナを国家として把握しガザがこの一部と見なされるかという論点である。その他の武力行使関連事案においては、被侵攻地域がいずれの国家の領域に属するかが争われることはあっても、国家の領域に属することそれ自体はあまり問題視されない。しかし、イスラエルによるガザ侵攻においては、被侵攻地域がそもそも国家の領域に属するかが争われる。ガザの地位が不確定であることから、イスラエルによるガザ侵攻は、その他の武力行使関連事案より複雑な様相を呈することになる。

この点を意識しながら、本稿はイスラエルによるガザ侵攻を Jus ad Bellum の観点から分析することを目的とする。より特定して述べると、本稿の目的はイスラエルが自衛権によってガザ侵攻を正当化することができるかを検討することにある。これまで自衛権が援用された国家実行はかなりの数に上る。しかし、紙幅の制約にかんがみると、国家実行を素材とする考察は困難を極める。そこで、国際司法裁判所 (ICJ) の判示に依拠して評価することにした。なお、イスラエルによるガザ侵攻は現在も継続中であるため、今後新しい資料の発見によっては本稿の評価も変わりうることを断っておく。

2 パレスチナ紛争の概略

予備的考察としてパレスチナ紛争の概略を説明する。第3次中東戦争の結果、イスラエルは、従前、エジプトによって支配を受けたガザ、ヨルダンによって支配を受けた西岸をそれぞれ新たに支配することになる。このイスラエルによる支配は、占領の定義に合致すると国際社会によって捉えられたため、イスラエルは、占領国としての保護をガザと西岸の住民に与える義務を負うものとされた。もっとも、ガザと西岸の住民は保護をイスラエルによって十分に与えられなかったため、自らが率先して一定の社会福祉事業などを行うことになる。ハマスはこのために設立された私的団体である。

1990年代にオスロ合意が締結される。1993年に「暫定自治協定に関する原則宣言」⁽⁵⁾が、1995年に「西岸とガザ地区に関するイスラエルとパレスチナの暫定協定」⁽⁶⁾がイスラエル・パレスチナ解放機構 (PLO) 間に締結された。オスロ合意はイスラエルとパレスチナ人民が共存すべきことを謳った上で、PLOがパレスチナ人民を代表しつつ、パレスチナ人民がガザと西岸において自治を行いながら、権限がイスラエルからパレスチナ人民へ次第に移譲されることなどを規定する画期的な内容の合意である。

しかし、ハマスはオスロ合意の締結に反対の意思を表明する。ハマスは、この意思を表明するためにイスラエルに自爆攻撃に訴えた⁽⁷⁾。第2次インティファダが良く知られている。

実際、ハマスの政策はPLOの政策と合致しなかった。これを象徴するのが2006年のパレスチナ選挙とその余波である。PLOの主要勢力であるファタハと戦い議席が伸びたハマスは、選挙後ファタハをガザから排除した。ファタハもハマスを西岸から排除する。この結果、2007年以降ハマスがガザを、ファタハが西岸をそれぞれ支配した⁽⁸⁾。もっとも、この状況であれ、イスラエルのガザと西岸に対する支配は続いた。

パレスチナの内部は一致団結せず、不安定な情勢にあったものの、パレスチナの外部を見ると、パレスチナを国家として是認する動向があったことは特筆すべきである。国連が著名

な例である。1974年、国連総会は、PLOにパレスチナ人民を代表するとしてオブザーバーの地位を認めた⁽⁹⁾。国連総会においては、1988年に「PLO」の名称に代わって「パレスチナ」の名称が使用されることが⁽¹⁰⁾、2012年に「パレスチナ」に「非加盟オブザーバー国家」の地位を認めることが⁽¹¹⁾決定された。国際社会においてこれまではパレスチナを国家として是認する動向は必ずしもあまり見られなかったものの、近年はこの動向が見られるようになった。

3 イスラエルによる正当化

では、今般、ハマスによる奇襲を受けて、イスラエルはどのようにガザ侵攻を正当化しているか。2023年10月7日付けの国連事務総長と安全保障理事会議長宛ての書簡において、イスラエルは、「[今回の攻撃]はハマスが主導するテロ組織が開始したものである」⁽¹²⁾とし、ハマスが攻撃を引き起こしたと主張している。その上で、イスラエルは、「イスラエル国家はガザ地区から生じ、ハマスとその他のテロ組織が実行した継続中のテロ攻撃から自国民と主権を保護するために必要なすべての方法により行動する」⁽¹³⁾とした。このようにこの書簡において、イスラエルは、ハマスが攻撃を引き起こしたと主張するものの、イスラエルによるガザ侵攻の正当化については、言及していない。

2023年10月16日開催の安全保障理事会会合におけるイスラエルの声明も類似している。イスラエルは、「勿論、重要なのは、[安全保障]理事会が自国を防衛するイスラエルの権利を支持しなければならないことである」⁽¹⁴⁾とした。この声明における「自国を防衛するイスラエルの権利」への言及は自衛権を想起させるかもしれない。しかし、これ自体は、自衛権とも解釈しうる一方で、その他の事由とも解釈しうる。多様な解釈の余地を残し、これが何を示すかについては、確定的に言うことは難しい。

このようにハマスが攻撃を引き起こしたと主張した点を除くと、イスラエルがガザ侵攻をどのように正当化しているかについては、判然としない。しかし、手がかりがない訳ではない。ICJはジェノサイド防止措置などをとるようイスラエルに命令する仮保全措置を指示した⁽¹⁵⁾。この審理における原告（南アフリカ）と被告（イスラエル）の間のやり取りが参照に値する。

南アフリカは、「国連憲章第51条の自衛に関する法は当てはまらない」⁽¹⁶⁾とした。しかし、イスラエルは、「原告弁護人はイスラエルにこの[自衛の]権利が否定され、事実の問題としてハマスの攻撃から自国を保護することができないはずであるという驚くべき主張を行った」⁽¹⁷⁾とし、イスラエルに自衛権が否定されるという南アフリカの主張に反論する。またイスラエルは、「[原告弁護人]はこの状況においてイスラエルが自衛権を持たないと主張するよう試みた」⁽¹⁸⁾としつつ、「10月7日の残虐行為とそれ以降のイスラエル市民への絶え間ない攻撃に直面してイスラエルが自国を防衛することができないと誰がどのように主張できるか」⁽¹⁹⁾とし、南アフリカの主張、すなわち、イスラエルが自衛権を持たないと主張する主張に反論する。

このやり取りにおいてイスラエルは一般論として自国が自衛権を持つと主張するに過ぎないのかもしれない。もっとも、イスラエルがハマスの奇襲に言及した上で、自国が自衛権を持つことは否定されないと再三主張している点を考慮すると、イスラエルが自衛権によってガザ侵攻を正当化していることが少なくとも暗示されていると述べることは許されるだろう。

これらの点を総合的に見ると、全体として、イスラエルによる正当化は不明確であった。もっとも、イスラエルが自衛権によって正当化したと解釈する余地はない訳ではなかった。イスラエルによる正当化が不明確であったことを率直に認めた上で、本稿は、イスラエルが自衛権によってガザ侵攻を正当化していると仮定しながら、これを評価することにしよう。

4 イスラエルによる正当化の評価

(1) Jus ad Bellum における自衛権の位置

Jus ad Bellum において自衛権がどのような位置を占めるかを確認することから始めたい。この問題は自衛権が武力不行使という原則に対する例外と捉えることができるかというものに置き換えられる。この点については、2つの立場がある。1つは非例外説であって、自衛権の例外としての性格を否定する⁽²⁰⁾。もう1つは、例外説であって、自衛権の例外としての性格を肯定する⁽²¹⁾。本稿は例外説に立脚する。この理由として2つの点が挙げられるだろう。

第1はICJの判示である。ニカラグア事件において、ICJは、「武力を禁止する一般的な規則は一定の例外を許容している」⁽²²⁾とした上で、「裁判所は自衛権、より特定して述べると、集団的自衛権の内容についての見解を表明しなければならない」⁽²³⁾とする。この判示は、ICJが例外説に依拠することを確認するものである。

第2は国連国際法委員会（ILC）の見解である。国家責任条文の作成にあたってILCは違法性阻却事由として「自衛」を挙げた。国家責任条文第21条（「自衛」）の注釈においてILCは「国際関係における武力行使禁止の例外として自衛を受諾する一般的な原則の存在は疑い得ない」⁽²⁴⁾とする。これも、ICJと同様、ILCが例外説に依拠することを確認するものである。

武力不行使が原則であって自衛権がその例外であることは重要な結果を導く。すなわち、自衛権は本来違法である武力行使を正当化するための根拠である。このことは、国連憲章第51条に規定される自衛権が国連憲章第2条4項の禁止する武力行使を正当化するための根拠であることを意味する。それゆえに、ひとまずは当該侵攻が国連憲章第2条4項の禁止する武力行使に該当してはじめて国連憲章第51条に規定される自衛権はそもそも適用される⁽²⁵⁾。

課題は、国連憲章第2条4項の禁止する武力行使とは何かであろう。この点については、さまざまな観点から検討されるけれども、本稿の評価においては、人的範囲、すなわち、禁止を義務付けられる主体の範囲の検討が求められる。国連憲章第2条4項は、「武力による威嚇」または「武力の行使」を原則として禁止しつつ、「その国際関係において」という文言に言及する。この文言それ自体はさまざまな解釈の余地を残すものの、「国家対国家の関係において」と解釈されるのが最も一般的である⁽²⁶⁾。この点を考慮すると、国連憲章第2条4項の禁止する武力行使は、国家対国家の関係において発生する武力行使であると解釈することができる。

では、この解釈をイスラエルによるガザ侵攻に当てはめると、どのような帰結が生じるか。答えはパレスチナが国家であるかによる。イスラエルによるガザ侵攻は、パレスチナが国家でなければ、そもそも国連憲章第2条4項の禁止する武力行使に該当しない一方で、パレスチナが国家であれば、ひとまずは国連憲章第2条4項の禁止する武力行使に該当すると捉えられ

る。パレスチナが国家であるかについては、事実を含めて入念な調査が必要になる。そこで、本稿はこの争点の検討は控え、仮説に基づき、すなわち、パレスチナが国家でない場合とある場合とに分けて検証することにする。

(2) パレスチナの国家性と自衛権の位相

① 仮説1：パレスチナが国家でない場合

パレスチナが国家でないという仮説においてはイスラエルによるガザ侵攻はいかなる国家の領土保全・政治的独立も侵害する訳ではない。このことは、イスラエルによるガザ侵攻が国家対国家の関係において発生する、すなわち、国際関係における武力行使ではないのであって、それゆえに、そもそも国連憲章第2条4項によって禁止される訳ではないことを意味する。このため、この仮説においては国連憲章第51条に規定される自衛権はイスラエルによるガザ侵攻に対してそもそも適用されない⁽²⁷⁾。

しかし、国連憲章第51条に規定される自衛権がイスラエルによるガザ侵攻に対して適用されないからといって当該侵攻が国際法の規律を受けないことにはならない⁽²⁸⁾。イスラエルによるガザ侵攻は、国際人道法、すなわち、Jus in Belloの規制を受ける。具体的に述べると、イスラエルによるガザ侵攻が国際的武力紛争に分類されるか、それとも非国際的武力紛争に分類されるかという紛争分類を行い、戦闘方法・手段などに関する国際人道法の規則に違反したかが問われる。本稿はJus in Belloの観点からの分析は検討の対象外であるため、この点に関する詳細な分析はせず、一点のみ付言する。

2005年イスラエル軍撤退以降であってもパレスチナにおいては占領が継続したとされた⁽²⁹⁾ため、イスラエルによるガザ侵攻は（占領という）国際的武力紛争の枠組みにあるとされた。問題は国際的武力紛争とは別にイスラエルと武装集団であるハマスの間に非国際的武力紛争が存在するかである。占領地において2つの武力紛争が併存することを疑問視し、国際的武力紛争のみが存在すると主張する論者が散見される⁽³⁰⁾。しかし、占領地であっても紛争当事者を異にする複数の武力紛争が併存することは可能である。実際、国際刑事裁判所（ICC）はこれを認める判断を示す⁽³¹⁾。それゆえに、国際的武力紛争とは別にイスラエルと武装集団であるハマスの間に非国際的武力紛争が存在すると説明する方が説得的である。

② 仮説2：パレスチナが国家である場合

パレスチナが国家であるという仮説においてはイスラエルによるガザ侵攻はパレスチナという国家の領土保全・政治的独立を侵害する。このことは、イスラエルによるガザ侵攻が国家対国家の関係において発生する、すなわち、国際関係における武力行使であって、それゆえに、国連憲章第2条4項によって禁止される武力行使にひとまずは該当することを意味する。このため、この仮説において、国連憲章第51条に規定される自衛権は、イスラエルによるガザ侵攻に対して適用されることになる⁽³²⁾。

しかし、このことは、イスラエルによるガザ侵攻が国連憲章第51条に規定される自衛権によって正当化されることを直ちに意味しない。国連憲章第51条は「武力攻撃」発生に自衛権を条件付けるからである。PLOがパレスチナ人民を代表するとされている点にかんがみると、ハマスは、一定の構成員はパレスチナ議会において議席を持つものの、基本的に非国家主体

として捉えられるだろう。そこで、問題は「武力攻撃」とは何であるか、本稿の評価においては冒頭に説明したように国家限定説と非国家主体許容説のどちらが妥当するかが問われる。

この点については、ICJの判示から手がかりを得ることができる。パレスチナの壁事件においてICJはパレスチナが国家であるかに関して述べないまま「国連憲章第51条は一国による他国に対する武力攻撃の場合に自衛の固有の権利の存在を認めている」⁽³³⁾とする。本説示は「一国による他国に対する武力攻撃の場合に」とするため、国家限定説に依拠するように見えるものの、一国による他国に対する武力攻撃の場合に「のみ」とはしないため、国家限定説に依拠しないと評価されることがある⁽³⁴⁾。しかし、この評価を支持することはできない。

第1に、ICJは、本説示の後、「しかし、イスラエルは自国への攻撃が外国に帰属するとは主張していない」⁽³⁵⁾とし、イスラエルが非国家主体許容説に立つことを確認した上で、「結果として、裁判所は国連憲章第51条が本件において関連性を有しないと結論付ける」⁽³⁶⁾とし、イスラエルの主張を退ける。この本説示の一連の文脈を考慮すると、本説示においてICJは一国による他国に対する武力攻撃の場合に「のみ」とは述べていないものの、実質的に国家限定説に依拠していると把握することができる。

第2に、ICJの幾人かの判事が個別意見・宣言を出すことによって本説示を批判している事実には注意を払う必要がある。例えば、Higgins判事は、本説示を引用した上で、「[国連憲章]第51条のテキストにおいて武力攻撃が国家によって行われる時にだけ自衛に訴えることができると規定するものは何もない」⁽³⁷⁾とし、非国家主体許容説を支持する。このように本説示に対して非国家主体許容説を支持して批判を提起した判事がいたことは、裏から言えば、ICJが国家限定説に依拠していることの証左となる。

もっとも、確かに、パレスチナの壁事件におけるICJの判示については、曖昧さがあることは否めない。この曖昧さは2つの点にあらう。

第1に、本説示に続いて、イスラエルが安全保障理事会決議1368・1373を援用したことを受けてICJは、本件の場合は脅威が支配地域内に生じるものの、これら決議の場合は脅威が支配地域内に生じないとし、状況が異なるとして、「いずれにしても、イスラエルは、自衛権を行使しているという自国の主張を支持するものとして、これら決議を援用することができない」⁽³⁸⁾とする。この判示は、状況が異なるとして決議援用を否定することから、これら決議が非国家主体許容説を支持した可能性を残すと解釈することはできなくはない。

この点に関して安全保障理事会決議1368・1373を確認する。前者の前文は「国連憲章に従った個別的または集団的自衛の固有の権利を承認する」⁽³⁹⁾とするのに対し、後者の前文も「[安全保障理事会]決議1368(2001年)において改めて表明されたように、国連憲章によって承認された個別的または集団的自衛の固有の権利を再確認する」⁽⁴⁰⁾とする。これら決議は、アルカイダという非国家主体が行った9・11同時多発テロ事件を受けて採択されたため、非国家主体許容説を支持したと評価されることがある⁽⁴¹⁾。

しかし、たとえこれら決議が非国家主体許容説を支持したとしても、ICJにおいて問題は論じ尽くされていないことに注意する必要がある。イスラエルが国連憲章第51条と安全保障理事会決議1368・1373を援用した点にかんがみると、イスラエルの主張への回答としてはこれ

で十分である。しかし、国際法上の根拠としては、主に条約・慣習国際法に基礎付ける必要がある。本説示が条約（国連憲章第51条）を対象とした点を考慮すると、これら決議が非国家主体許容説を支持したことが慣習国際法とどのような関係を持つかを分析する必要がある。もっとも、ICJは、この論点を検討していない。

第2に、本説示に続いて、ICJは、「事実はイスラエルが文民たる住民への多くの無差別の、かつ、致命的な暴力行為に対処しなければならないことである」⁽⁴¹⁾とした上で、「イスラエルは自国の市民の生命を保護するために対処する権利と実際には義務を持つ」⁽⁴²⁾とする。この「自国の市民の生命を保護するために対処する権利」への言及は、自衛権と述べないものの、非国家主体許容説を支持した余地があると解釈することはできない訳ではない。

しかし、続けて、ICJは、「それにもかかわらず、とられる措置は適用可能な国際法に合致しなければならない」⁽⁴³⁾とし、国際法に合致すること、すなわち、とられる措置が国際法の制限の下にあることを説く。この文脈にかんがみると、「自国の市民の生命を保護するために対処する権利」への言及は、一般論としてイスラエルが自衛権を持つことを意味するのであって、全体としては、むしろ非国家主体許容説に消極的と解釈するのが自然であろう。

このように、曖昧さは否めないものの、パレスチナの壁事件においてICJは国家限定説に依拠していると評価するのが合理的である。翌年、ICJは、コンゴ領における武力活動事件に判断を下した。この事件において、ICJは、「裁判所は現代国際法が不正規兵による大規模な攻撃に対する自衛権を認めているかどうか、またどのような条件の下に認めているかに関する当事国の主張に答える必要はない」⁽⁴⁵⁾とした。本記述においてICJは「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかに関して判断を回避したと評価されることがある⁽⁴⁶⁾。

課題は本記述においてICJが当事国のどのような主張に答える必要はないとしたかである。本記述を文字どおりに読めば、「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかに関して判断を回避したと解釈することはできる。しかし、注意すべきは、そもそも、この事件において当事国は「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかを争っていたのではなく、国家が非国家主体にどのように関与していれば、国家による「武力攻撃」が認められるかを争っていたことである。実際、個別意見において、Kooijmans判事は、本記述を引用し、「許容」を国家による「武力攻撃」と認めることができるかに関する原告（コンゴ）と被告（ウガンダ）のやり取りに言及してこれを当事国が争ったことを指摘する⁽⁴⁷⁾。その上で、同判事は、ICJがニカラグア事件の判示、すなわち、侵略の定義に関する決議第3条(g)の「国家による派遣もしくは国家のための派遣」を踏襲したため、当事国の主張に答える必要はないと判断したことを指摘する⁽⁴⁸⁾。このように本記述においてICJが判断を回避したのは、「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかではなかった。

とはいえ、本記述が「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかに関して何も述べないことに変わりはない。この点を相当に柔軟に解すれば、本記述が「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかについての判断を回避したと評価することも不可能ではない。では、このように解すると、本記述はパレスチナの壁事件においてICJが（曖昧さは残るものの）国家限定説に依拠したと矛盾するか。

この点については、推論によって、両者を調和的に解釈することができない訳ではない。本記述は、注意深く読むと、非国家主体の「大規模な攻撃」を対象とする。このことに一定の意義があれば、本記述は、非国家主体の「大規模な攻撃」がある場合を想定し、「武力攻撃」が非国家主体によっても実行されるかに関して判断を回避したと捉えられる。すなわち、ICJは国家限定説に依拠し（＝パレスチナの壁事件）、非国家主体の攻撃が大規模である場合は、結論を保留している（＝本記述）と解釈することが可能となる。この解釈に従うと、両者は相互に矛盾する訳でなく、状況に応じて区別されることになる。ただし、どの程度の重大性があれば、「大規模な攻撃」と捉えられるかについては、不明確な部分を残す。

このようにICJは基本的に国家対国家の関係において「武力攻撃」を捉えていると解するのが妥当である。この考察をイスラエルによるガザ侵攻に当てはめると、攻撃がハマスによって引き起こされるとしても「武力攻撃」を惹起せず、それゆえに、「武力攻撃」はなかったと評価することができる。このことは、ICJの判示を手がかりとする限り、イスラエルが自衛権によってガザ侵攻を正当化していると仮定するとこれが困難であることを意味するのである。

5 おわりに

Jus ad Bellumの観点からイスラエルによるガザ侵攻は非国家主体に対する自衛権行使の問題を惹起した。本稿はICJの判示を素材にイスラエルによるガザ侵攻を検討した。もっとも、国際法はICJの判示によってのみ決定される訳でなく、国家実行も視野に入れながら、この問題を検討する必要がある。そこで、国家実行の分析に関して一点付言することにした。

非国家主体に対する自衛権行使に関する国家実行は多くの論者が分析してきた。この点については、自衛権を援用する国家の実行に対する国際社会の反応、より特定して述べると、第三国の声明をどのように評価するかという問題を認識することが重要である。イスラエルによるガザ侵攻に対する国際社会の反応を早くも検討する論者が散見される⁽⁴⁹⁾。

この論者によれば、多くの諸国が非国家主体に対する自衛権行使を承認し、例えば、欧州連合（EU）が含まれるとされる。実際、2023年10月18日開催の安全保障理事会会合においてEUの代表は「我々は、この暴力的、かつ、無差別の攻撃に直面して人道法と国際法に沿って自国を防衛するイスラエルの権利を支持する」⁽⁵⁰⁾と声明を発表している。

この声明からEUが非国家主体に対する自衛権行使を承認したことがうかがえるかもしれない。もっとも、この声明を注意深く読むと、趣旨は明確ではない。「自国を防衛するイスラエルの権利」への言及が自衛権を意味するかについては、判断が分かれるし、この言及が自衛権を意味すると想定しても、この侵攻における自衛権を支持するかについても、判然としない。

これら不明確さにかんがみると、EUが非国家主体に対する自衛権行使を承認したとまで言えるかについては、未知数であろう。このように第三国の声明をどのように評価するかという問題を認識する必要がある。イスラエルによるガザ侵攻に注意を払い、その他の相当数に上るこれまでの国家実行も対象に入れ、慎重にこの問題を検討する態度が求められていよう。

[付記] 本稿は、「イスラエルによるガザ侵攻と国際法上の自衛権」『国際法学会エキスパート・コメント』No. 2024-12を基礎に加筆修正したものである。

- (1) 例えば、Mary Ellen O’Connell, “The Lessons of 9/11 for October 7,” *EJIL Talk!*, available at: <http://www.ejiltalk.org/the-lessons-of-9-11-for-october-7/> (accessed at October 8, 2024); Marko Milanovic, “Does Israel Have the Right to Defend Itself,” *EJIL Talk!*, available at: <https://www.ejiltalk.org/does-israel-have-the-right-to-defend-itself/> (accessed at October 8, 2024); Nicholas Tsagourias, “Israel’s Right to Self-Defence against Hamas,” *Lieber Institute West Point*, available at: <https://lieber.westpoint.edu/israels-right-self-defence-against-hamas/> (accessed at October 8, 2024).
- (2) Tsagourias, *supra* note 1.
- (3) O’Connell, *supra* note 1.
- (4) Milanovic, *supra* note 1.
- (5) UN Doc. A/48/486.
- (6) UN Doc. A/51/889.
- (7) Kali Robinson, “What Is Hamas?,” *Council on Foreign Relations*, available at: <https://www.cfr.org/backgrounder/what-hamas> (accessed at October 8, 2024).
- (8) Kali Robinson, “Who Governs the Palestinians?,” *Council on Foreign Relations*, available at: <https://www.cfr.org/backgrounder/who-governs-palestinians> (accessed at October 9, 2024).
- (9) UN Doc. A/RES/3210; UN Doc. A/RES/3237.
- (10) UN Doc. A/RES/43/177.
- (11) UN Doc. A/RES/67/19.
- (12) UN Doc. S/2023/742.
- (13) *Ibid.*
- (14) UN Doc. S/PV. 9439, p. 11.
- (15) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, para. 86, available at: <https://icj-cij.org/sites/default/files/case-related/192/192-20240126-ord-01-00-en.pdf> (accessed at October 9, 2024).
- (16) CR. 2024/1, Verbatim Record, *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, p. 80, para. 30.
- (17) CR. 2024/2, Verbatim Record, *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, p. 17, para. 28.
- (18) *Ibid.*, p. 39, para. 67.
- (19) *Ibid.*
- (20) 例えば、Russell Buchan, “Self-Defence as an Exception to the Principle of Non-Use of Force: Debunking the Myth,” *EJIL Talk!*, available at: <https://www.ejiltalk.org/self-defence-as-an-exception-to-the-principle-of-non-use-of-force-debunking-the-myth/> (accessed at October 8, 2024).
- (21) 例えば、Marko Milanovic, “A Follow-Up on Israel and Gaza,” *EJIL Talk!*, available at: <https://www.ejiltalk.org/a-follow-up-on-israel-and-gaza/> (accessed at October 8, 2024).
- (22) *Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Judgment, *I.C.J. Reports 1986*, p. 102, para. 193.
- (23) *Ibid.*
- (24) James Crawford, *The International Law Commission’s Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentaries* (Cambridge University Press, 2002), p. 166.
- (25) Dapo Akande, ‘Is Israel’s Use of Force in Gaza Covered by the Jus Ad Bellum?,’ *EJIL Talk!*, available at: <https://www.ejiltalk.org/is-israels-use-of-force-in-gaza-covered-by-the-jus-ad-bellum/>

- www.ejiltalk.org/is-israels-use-of-force-in-gaza-covered-by-the-jus-ad-bellum/ (accessed at October 8, 2024).
- (26) Albrecht Randelzhofer and Oliver Dörr, “Article 2 (4),” in Bruno Simma et al (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary: Volume I* (Oxford University Press, 2012), pp. 213–214.
- (27) Milanovic, *supra* note 1.
- (28) Ibid.
- (29) この点はICJによって確認された。 *Legal Consequences Arising from the Policies and Practices of Israel in the Occupied Palestinian Territory, Including East Jerusalem*, paras. 86–94, available at: <https://icj-cij.org/sites/default/files/case-related/186/186-20240719-adv-01-00-en.pdf> (accessed at October 9, 2024).
- (30) 新井京「2023年ガザ戦争と国際人道法——紛争の性格付けはなぜ重要か？」『法学セミナー』第829号（2024年2月）56–57ページ。
- (31) 例えば、ICC, *The Prosecutor v. Bosco Ntaganda*, Judgment, Trial Chamber, paras. 726–730.
- (32) Milanovic, *supra* note 1.
- (33) *Conséquences juridiques de l’édification d’un mur dans le territoire palestinien occupé, avis consultatifs, C.I.J. Recueil 2004*, p. 194, para. 139.
- (34) Christine Gray, *International Law and the Use of Force* (Oxford University Press, 2018), p. 142.
- (35) *C.I.J. Recueil 2004*, *supra* note 33, p. 194, para. 139.
- (36) Ibid.
- (37) Ibid., p. 215, para. 33.
- (38) Ibid., p. 194, para. 139.
- (39) UN Doc. S/RES/1368.
- (40) UN Doc. S/RES/1373.
- (41) Anne Peters and Christian Marxsen, “Editor’s Introduction: Self-Defence in Times of Transition,” *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 77 (2017), p. 3.
- (42) *C.I.J. Recueil 2004*, *supra* note 33, p. 194, para. 141.
- (43) Ibid.
- (44) Ibid.
- (45) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2005*, p. 223, para. 147.
- (46) Christine Gray, “The Limits of Force,” *Recueil des Cours*, Vol. 376 (2016), p. 93, p. 137.
- (47) *I.C.J. Reports 2005*, *supra* note 45, pp. 311–312, paras. 20–21.
- (48) Ibid., p. 312, para. 22.
- (49) 例えば、Raphael Van Steenberghe, “A plea for a right of Israel to self-defence in order to restrict its military operations in Gaza: when jus ad bellum comes to the aid of jus in bello,” *EJIL Talk!*, available at: <https://www.ejiltalk.org/a-plea-for-a-right-of-israel-to-self-defence-in-order-to-restrict-its-military-operations-in-gaza-when-jus-ad-bellum-comes-to-the-aid-of-jus-in-bello/> (accessed at October 8, 2024).
- (50) UN Doc. S/PV. 9443, p. 30.